国立大学法人電気通信大学職員報奨金規程

平成25年 3月22日 改正 平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)の職員に支給する特別の奨金(以下「報奨金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的)

第2条 報奨金は、本学に多大な貢献等をした職員の勤労等に報い励ますとともに、他の職員の勤労意欲の向上及び士気高揚を図り、もって大学を一層発展させることを目的とする。

(受給者の決定)

第3条 報奨金の受給者の決定は、役員会の議を経て、学長が行う。

(支給額)

第4条 報奨金の支給額は、当該職員の貢献等の度合いに応じ役員会の議に基づき、学長 が決定する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、報奨金の支給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。